（毎週火・金曜日発行）

県章

山形県公報

令和７年４月１日（火）

号　外（16）

目　　次

人事委員会関係

規　則

○山形県人事委員会規則２－２（事務局の組織）の一部を改正する規則……１
○山形県人事委員会規則４－１（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則……２
○山形県人事委員会規則５－１（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則……３
○山形県人事委員会規則14－３（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則……８

企業局関係

規　程

○山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……同
○山形県企業局組織規程の一部を改正する規程……９
○山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程……同
○山形県企業管理者の職務を行なう職員の指定に関する規程の一部を改正する規程……10
○山形県企業局職員審査会規程の一部を改正する規程……同
○山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程……同

病院事業局関係

規　程

○山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程……同
○山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……11

人事委員会関係

規　　則

山形県人事委員会規則２－２（事務局の組織）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年４月１日

山形県人事委員会
委員長　安孫子　俊彦

山形県人事委員会規則２－２（事務局の組織）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則２－２（事務局の組織）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「課長補佐」を「課長補佐 専門員」に、「主任主事 主事」を「主事」に改める。

第５条中第７項を削り、第６項を第７項とし、第４項及び第５項を１項ずつ繰り下げ、第３項の次に次の１項を加える。

４　専門員は、上司の命を受けて特定事項を処理する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則４－１（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年４月１日

山形県人事委員会
委員長　安孫子　俊　彦

山形県人事委員会規則４－１（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則４－１（職員の任用に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第１行政職給料表適用職の項知事の項本庁の項職級２の欄中「総合発展計画・ＤＸ推進監」を「いきいき山形未来企画監
交通機能強化・ＤＸ推進監」に改め、同表行政職給料表適用職の項知事の項出先機関の項職級５の欄中「業務名を冠する主査
シニア主査　」を「業務名を冠する主査」に、「主任専門林業普及指導員」を「主任専門林業普及指導員
主任専門水産業普及指導員」に改め、同項職級６の欄中「専門水産業普及指導員」を「専門防除員」に改め、同表行政職給料表適用職の項議会議長の項議会事務局の項職級４の欄中「専門員」を「専門員
シニア専門員」に改め、同表行政職給料表適用職の項選挙管理委員会の項選挙管理委員会事務局の項職級６の欄中「係長」を「係長
主査」に改め、同表行政職給料表適用職の項代表監査委員の項監査委員会事務局の項職級４の欄中「専門員」を「専門員
シニア専門員」に改め、同項職級６の欄中「主査」を「主査
主任主査」に改め、同表行政職給料表適用職の項人事委員会の項人事委員会事務局の項職級４の欄中「課長補佐」を「課長補佐
専門員　」に改め、同表行政職給料表適用職の項海区漁業調整委員会の項海区漁業調整委員会事務局の項中「次長」を「次長　主査」に改め、同表行政職給料表適用職の項教育委員会の項教育局本局の項職級２の欄中「教育次長」を「教育次長
教育ＤＸ推進監
学力向上推進監」に改め、同項職級４の欄中「専門員」を「専門員
シニア専門員」に改め、同表行政職給料表適用職の項教育委員会の項教育機関の項職級４の欄中「専門員」を「専門員
シニア専門員」に改め、同表行政職給料表適用職の項企業管理者の項本局の項職級２の欄中「参事」を削り、同表行政職給料表適用職の項企業管理者の項事業所の項職級４の欄中「専門員」を「専門員
シニア専門員」に改め、同表海事職給料表適用職の項知事の項水産研究所庄内総合支庁の項職級５の欄中「主任専門機関士」を「主任専門機関士
主任専門通信士」に改め、同項職級６の欄中「主任通信士」を削り、同表研究職給料表適用職の項知事の項出先機関の項職級４の欄中「シニア専門員
科長　」を「シニア専門員」に改め、同表医療職給料表(2)適用職の項知事の項出先機関の項職級５の欄中「シニア主査
総保育長　」を「総保育長」に改め、同表医療職給料表(2)適用職の項教育委員会の項県立学校の項職級４の欄中「栄養専門員」を

「栄養専門員
シニア専門員」に改め、同表医療職給料表(3)適用職の項知事の項出先機関の項職級６の欄中「主任保健師」を「主任保健師
シニア主任」に改め、同表医療職給料表(3)適用職の項病院事業管理者の項病院の項職級４の欄中「専門員」を「専門員
シニア専門員」に改める。

別表第３医師及び歯科医師の職の項知事の項出先機関の項職級２の欄中「総合支庁の主幹」を削り、同表医師及び歯科医師の職の項病院事業管理者の項病院の項職級２の欄中「部長及び」を「部長、」に、「。）」を「。）及び専門員」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県人事委員会規則５－１（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年４月１日

山形県人事委員会
委員長　安孫子　俊彦

山形県人事委員会規則５－１（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則

（山形県人事委員会規則５－１の一部改正）

第１条　山形県人事委員会規則５－１（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第８条第３項第６号中「校長補佐」を「交通事故分析官、校長補佐」に改め、同項第８号中「、副所長」を削る。

第72条の２第１項第１号ロ中「１種」を「１種及び２種（条例第20条第２項に規定する特定幹部職員（以下「特定幹部職員」という。）が占める職に係るものに限る。）」に改め、同号ハ中「２種」を「２種（ロに掲げるものを除く。）」に改め、同号ホ中「５種」を「特５種、５種」に改める。

第72条の３第１項第１号ロ中「１種」を「１種及び２種（特定幹部職員が占める職に係るものに限る。）」に改め、同号ハ中「２種」を「２種（ロに掲げるものを除く。）」に改め、同号ホ中「５種」を「特５種、５種」に改める。

第78条第５項第１号中「条例第20条第２項に規定する特定幹部職員（以下「」及び「」という。）」を削る。

別表第２ロの項の表中「

2	5	6
3	8	14

」を「

1	4	6
2	6	12

」に改める。

別表第９第１項職員の欄第２号を次のように改める。

(2) 保護課長

別表第10中「

		総合発展計画・ＤＸ推進監		

」を「

		いきいき山形未来企画監 交通機能強化・ＤＸ推進監		

」に、「

		部　　長 西村山地域振興局長 北村山地域振興局長 西置賜地域振興局長 医 療 監 農林技監	１　種	

」を

「

医療監	１　種
部　　長 西村山地域振興局長 北村山地域振興局長 西置賜地域振興局長 農林技監	２　種

」に、

「

職員育成センター	所　　長	１　種
	副所長	４　種

」を

「

職員育成センター	所　　長	２　種
	副所長	４　種

」に、

「

所　　長	１　種
副所長 主　　幹	４　種（副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては３種）
所　　長	１　種
副所長 主　　幹	４　種（副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては３種）

」を「

所　　長	２　種
副所長	４　種（副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては３種）
所　　長	２　種
副所長	４　種（副所長のうち人事委員会と協議して定めるものにあつては３種）

」に、

「

所　　長 副所長（事務局長を兼務しているものに限る。）	１　種

」を「

所　　長	１　種
副所長（事務局長を兼務しているものに限る。）	２　種

」に、「１種の」を「２種の」に、「

最上学園	園　　長	３　種

」を「

最上学園	園　　長	３　種
	主　　幹	４　種

」に、

「

所　　長	４　種
所　　長	１　種

」を「

所　　長	４　種
所　　長	２　種

」に、

「副校長　1種」を「副校長　2種」に、

「館長　1種」を「館長　2種」に、

「所長（研究所の所長を除く。）　1種」を「所長（研究所の所長を除く。）　2種」に改め、「、水田農業研究所」を削り、「事務局長　1種」を「事務局長　2種」に、

「事務局次長　3種
主幹　4種
学科長
学生部長
図書館長
センター長
校長　1種」を「事務局次長　4種
主幹
学科長
学生部長
図書館長
センター長
校長　2種」に、「1種
4種
1種
4種
1種
4種」を「2種
4種
2種
4種
2種
4種」に、「理事官」を「理事官
統括戦略官」に、

「機動捜査隊長
交通機動隊長」を「交通機動隊長」に、

「教育次長」を「教育次長
教育ＤＸ推進監
学力向上推進監」に、

「管理主幹
保健・食育主幹」を「管理主幹」に、

「所長　1種」を「所長　2種」に、

「

副館長 主　幹	４　種
所　長	１　種

」を「

副館長 主　幹	４　種
所　長	２　種

」に、「５種（」を「特５種（」に改める。

別表第10の２イの項の表中「53,100円」を「66,400円」に、「49,900円」を「62,300円」に、「47,600円」を「59,500円」に改め、同別表ハの項の表中

「

４　種	54,600円
４　種	52,900円
５　種	44,100円

」を

「

４　種	68,300円
４　種	66,200円
特５種	55,100円

」に改め、同別表ニの項の表中

「

４　種	52,600円
４　種	51,300円
５　種	42,800円

」を

「

４　種	65,800円
４　種	64,100円
特５種	53,400円

」に改め、同別表ホの項の表中

「

	４　種	64,100円

」を

「

	２　種	96,200円
	４　種	80,200円

」に改め、 同別表への項の表中

「

５　級	１　種	103,400円

」を

「

５　級	１　種	103,400円
	２　種	93,100円

」に、

「53,700円」を「67,200円」に改め、 同別表トの項の表中

「66,100円」を「82,600円」に、

「61,700円」を「77,100円」に改め、同別表チの項の表

「49,900円」を「62,300円」に改め、同別表リの項の表中

「52,000円」を「65,000円」に改める。

別表第18を次のように改める。

別表第18

所　在　地	公　署
鶴岡市荒沢字狩籠145	庄内総合支庁建設部荒沢ダム管理課
鶴岡市高坂字杉ヶ沢54－１	山形県金峰少年自然の家
鶴岡市青龍寺字北内48	鶴岡市立黄金小学校
鶴岡市羽黒町荒川字花沢４	鶴岡市立羽黒小学校
鶴岡市黒川字小在家90	鶴岡市立櫛引東小学校
鶴岡市上山添字文栄１	鶴岡市立櫛引西小学校
鶴岡市東荒屋字竹の内212	鶴岡市立櫛引南小学校
鶴岡市下名川字落合２	鶴岡市立あさひ小学校
鶴岡市温海字荻田240－１	鶴岡市立あつみ小学校
鶴岡市鼠ヶ関字横路497－２	鶴岡市立鼠ケ関小学校
鶴岡市羽黒町荒川字宮東28－１	鶴岡市立羽黒中学校
鶴岡市上山添字文栄86	鶴岡市立櫛引中学校
鶴岡市本郷字笹目50	鶴岡市立朝日中学校
鶴岡市大岩川字黒岩35	鶴岡市立温海中学校
飽海郡遊佐町小原田字上川原18－１	遊佐町立遊佐中学校
飽海郡遊佐町遊佐字堅田21－１	山形県立遊佐高等学校
鶴岡市湯温海字湯之尻296	鶴岡警察署温海交番
鶴岡市羽黒町荒川字前田元16－１	鶴岡警察署羽黒駐在所
鶴岡市羽黒町手向字手向203－１	鶴岡警察署手向駐在所
鶴岡市下名川字落合225－２	鶴岡警察署あさひ駐在所
鶴岡市上山添字神明前317	鶴岡警察署山添駐在所
鶴岡市黒川字楯52－４	鶴岡警察署黒川駐在所
鶴岡市山五十川字木ノ下585－５	鶴岡警察署山戸駐在所
鶴岡市鼠ケ関字興屋132－１	鶴岡警察署鼠ヶ関駐在所

別表第20ロの項の表中「が１種に該当する職」を「が１種及び２種に該当する職（特定幹部職員が占める職に限る。）」に改める。

第２条　山形県人事委員会規則５－１（給与の支給に関する基準と手続）の一部を次のように改正する。

第72条の２第１項第１号ニ及び第72条の３第１項第１号ニ中「、特４種」を削る。

別表第10中「又は特４種」を削る。

別表第10の２ハの項の表中「

	特　４　種	63,700円
	４　種	68,300円

」を

「

	４　種	68,300円

」に改め、同別表ニの項の表中

「

	特　４　種	61,400円
	４　種	65,800円

」を

「

	４　種	65,800円

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

（管理職手当に関する経過措置）

２　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、第１条の規定による改正前の山形県人事委員会規則５－１（給与の支給に関する基準と手続）別表第10の支給区分が１種となる職を占めていた職員のうち、第１条の規定による改正後の山形県人事委員会規則５－１（給与の支給に関する基準と手続）（以下「改正後の規則」という。）別表第10の支給区分が２種となる職（課長（人事、秘書及び財政の各課長に限る。）を除

く。次項において同じ。）を占めるものについては、当該職員が改正後の規則別表第10に掲げる職のうちその支給区分が２種以外となる職を占めることとなるまで又は管理職手当が支給されないこととなるまでの間、支給区分を１種とする。

３　施行日の前日において、山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和41年12月県条例第62号）又は山形県病院事業局職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成14年12月県条例第65号）の適用を受けていた職員で、施行日以後に引き続き改正後の規則別表第10の支給区分が２種となる職を占めるもののうち、前項の規定により支給区分を１種とする職員との均衡上必要があると認められるものについては、前項の規定に準じて、支給区分を１種とする。

（令和９年３月31日までの管理職手当に関する経過措置）

４　施行日から令和８年３月31日までの間は、改正後の規則別表第10の２イの項の表中「66,400円」とあるのは「57,500円」と、「62,300円」とあるのは「54,000円」と、「59,500円」とあるのは「51,600円」と、同別表ハの項の表中「68,300円」とあるのは「59,200円」と、「66,200円」とあるのは「57,300円」と、「55,100円」とあるのは「48,500円」と、同別表ニの項の表中「65,800円」とあるのは「57,000円」と、「64,100円」とあるのは「55,600円」と、「53,400円」とあるのは「47,000円」と、同別表ホの項の表中「80,200円」とあるのは「69,500円」と、同別表への項の表中「67,200円」とあるのは「58,200円」と、同別表トの項の表中「82,600円」とあるのは「71,600円」と、「77,100円」とあるのは「66,800円」と、同別表チの項の表中「62,300円」とあるのは「54,000円」と、同別表リの項の表中「65,000円」とあるのは「56,300円」とする。

５　令和８年４月１日から令和９年３月31日までの間は、第２条の規定による改正後の山形県人事委員会規則５－１（給与の支給に関する基準と手続）別表第10の２イの項の表中「66,400円」とあるのは「62,000円」と、「62,300円」とあるのは「58,200円」と、「59,500円」とあるのは「55,500円」と、同別表ハの項の表中「68,300円」とあるのは「63,700円」と、「66,200円」とあるのは「61,700円」と、「55,100円」とあるのは「52,900円」と、同別表ニの項の表中「65,800円」とあるのは「61,400円」と、「64,100円」とあるのは「59,900円」と、「53,400円」とあるのは「51,300円」と、同別表ホの項の表中「80,200円」とあるのは「74,800円」と、同別表への項の表中「67,200円」とあるのは「62,700円」と、同別表トの項の表中「82,600円」とあるのは「77,100円」と、「77,100円」とあるのは「71,900円」と、同別表チの項の表中「62,300円」とあるのは「58,200円」と、同別表リの項の表中「65,000円」とあるのは「60,700円」とする。

山形県人事委員会規則14－３（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年４月１日

山形県人事委員会
委員長　安孫子　俊　彦

山形県人事委員会規則14－３（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

山形県人事委員会規則14－３（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表知事部局本庁の項職の欄中「総合発展計画・ＤＸ推進監」を「いきいき山形未来企画監、交通機能強化・ＤＸ推進監」に、「働き方改革実現課」を「行政経営企画課」に、「秘書主査」を「秘書専門員、秘書主査」に、「法令係長」を「企画人材係長、法令係長」に改め、同表教育局本局の項職の欄中「教育次長」を「教育次長、教育ＤＸ推進監、学力向上推進監」に改め、同表人事委員会事務局の項職の欄中「課長補佐」を「課長補佐、任用・公平専門員」に改め、「、企画主査」を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

企業局関係

規　　程

山形県企業管理規程第６号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年４月１日

山形県企業管理者　松　澤　勝　志

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年２月県電気事業管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

第２条の３第１項の表本局の項中「局長 参事」を「局長」に改め、同条第２項の表７級の項中「53,100円」を「66,400円」に改め、同表６級の項中「49,900円」を「62,300円」に改める。

別表８級の項中「又は参事」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、公布の日から施行する。

（令和９年３月31日までの管理職手当に関する経過措置）

２　この規程の施行の日から令和８年３月31日までの間は、改正後の山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第２条の３第２項の表７級の項中「66,400円」とあるのは「57,500円」と、同表６級の項中「62,300円」とあるのは「54,000円」とする。

３　令和８年４月１日から令和９年３月31日までの間は、改正後の規程第２条の３第２項の表７級の項中「66,400円」とあるのは「62,000円」と、同表６級の項中「62,300円」とあるのは「58,200円」とする。

山形県企業管理規程第７号

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年４月１日

山形県企業管理者　松　澤　勝　志

山形県企業局組織規程の一部を改正する規程

山形県企業局組織規程（昭和40年６月県企業管理規程第８号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項の表中「経営企画調整・ＤＸ推進担当、ＧＸ推進担当」を「企画調整担当、戦略推進担当」に改める。

第11条の見出しを「（局長）」に改め、同条第１項中「及び参事」を削り、同条第３項を削る。

第19条第２項中「専門員」を「専門員、シニア専門員」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第８号

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年４月１日

山形県企業管理者　松　澤　勝　志

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局事務代決及び専決事務に関する規程（昭和40年６月県企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「参事」を「主務課長」に改め、同条第２項を削る。

第５条第１項中「参事」を「主務課長」に改め、同条第２項中「主務課長が」及び「主務課長にも事故があるときは」を削る。

第８条中「参事、」を削る。

別表第１人事・服務の項第１項中「、参事」を削る。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第９号

山形県企業管理者の職務を行なう職員の指定に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年４月１日

山形県企業管理者　松　澤　勝　志

山形県企業管理者の職務を行なう職員の指定に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業管理者の職務を行なう職員の指定に関する規程（昭和44年７月県企業管理規程第６号）の一部を次のように改正する。

本則中「企業局参事」を「総務企画課長」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第10号

山形県企業局職員審査会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年４月１日

山形県企業管理者　松　澤　勝　志

山形県企業局職員審査会規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員審査会規程（昭和52年２月県企業管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「参事及び」を削る。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県企業管理規程第11号

山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年４月１日

山形県企業管理者　松　澤　勝　志

山形県企業局安全衛生委員会規程の一部を改正する規程

山形県企業局安全衛生委員会規程（昭和53年３月県企業管理規程第４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「、参事」を削る。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

病院事業局関係

規　　程

山形県病院事業管理規程第６号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年４月１日

山形県病院事業管理者　阿　彦　忠　之

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程（平成15年３月県病院事業管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

第10条第１項の表山形県立新庄病院の項中「用度係、施設管理係」を「施設用度係」に改め、同表山形県立河北病院の項中「

地域連携推進室	
在宅医療推進室	

」を「

地域医療連携室	
入退院支援・医療相談室	

」に、

「

感染制御部		

」を

「

感染制御部		
経営改善統括部		

」に改める。

第17条第１項の表課長補佐の項中「医事相談課」を「医事相談課並びに河北病院の総務課」に改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県病院事業管理規程第７号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和７年４月１日

山形県病院事業管理者　阿　彦　忠　之

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年３月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項の表病院の項中「行政職給料表及び」を削り、「医療職給料表(3)」を「行政職給料表及び支給区分３種の者を除く医療職給料表(3)」に改め、同条第２項の表中

「

	８級	１　種	94,000円

」を

「

	８級	１　種	94,000円
		２　種	84,600円

」に、「

53,100円
49,900円

」を

「

66,400円
62,300円

」に、「

70,100円
49,900円
47,100円

」を「

87,600円
62,300円
58,900円

」に、「

52,000円

」を

「

65,000円

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、公布の日から施行する。

（管理職手当に関する経過措置）

２　この規程の施行の日の前日に改正前の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程第８条第１項において、支給区分が１種の適用を受けている職員のうち、改正後の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第８条第１項において支給区分が２種となる職を占めるものについては、当該職員が同項に掲げる職のうちその支給区分が２種以外となる職又は同条の適用を受けない職を占めることとなるまでの間、支給区分を１種とする。

（令和９年３月31日までの管理職手当に関する経過措置）

３　この規程の施行の日から令和８年３月31日までの間は、改正後の規程第８条第１項の表行政職給料表の項中「66,400円」とあるのは「57,500円」と、「62,300円」とあるのは「54,000円」と、同表医療職給料表(2)の項中「87,600円」とあるのは「75,900円」と、「62,300円」とあるのは「54,000円」と、「58,900円」とあるのは「51,000円」と、同表医療職給料表(3)の項中「65,000円」とあるのは「56,300円」とする。

４　令和８年４月１日から令和９年３月31日までの間は、改正後の規程第８条第１項の表行政職給料表の項中「66,400円」とあるのは「62,000円」と、「62,300円」とあるのは「58,200円」と、同表医療職給料表(2)の項中「87,600円」とあるのは「81,800円」と、「62,300円」とあるのは「58,200円」と、「58,900円」とあるのは「55,000円」と、同表医療職給料表(3)の項中「65,000円」とあるのは「60,700円」とする。

令和７年４月１日印刷　　発行所　山　形　県　庁
令和７年４月１日発行　　発行人　山　形　県

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。